

対象農用地等の面積の測定は、要領別紙 1 の第 3 及び別紙 2 の第 3 で「別記 1 - 1 に定めるとおりとする。」と規定されています。（下記参照）

別記 1 - 1 の 3 において、「2 により難しい場合であって、かつ、合理的な理由がある場合には、市町村が別に定める方法により、対象農用地及び認定農用地の面積を把握することができる。」とされています。

多面的機能支払交付金の前進事業である農地・水・環境保全向上対策において、道協議会が定めた「別に定める方法」は、別添「参考 1」のとおりですので参考としてください。

(別記 1 - 1)

対象農用地等面積の測定について

- 1 対象農用地及び認定農用地の面積には、畦畔及び法面面積を含める。
- 2 対象農用地及び認定農用地の面積は、原則として筆ごとに次の方法により把握する。
 - (1) 国土調査による地籍図又は土地改良法に基づく区画整理事業に伴う確定測量図等（以下「地籍図等」という。）がある場合には、地籍図等に基づく台帳の合計面積とする。
 - (2) (1) の地籍図等はないが、2,500分の 1 程度以上の縮尺図面等がある場合には、当該図面等の図測により行うこととする。なお、2,500分の 1 程度以上の縮尺図面等がなく、5,000分の 1 程度以上の縮尺図面等がある場合には、当該図面等の図測により算定された面積に 0.95 を乗じた面積を対象農用地及び認定農用地の面積とすることができる。
 - (3) (1) の地籍図等及び (2) の図面等がない場合には、農林水産省農村振興局測量作業規程に準拠し、現地において実測する。
- 3 2 により難しい場合であって、かつ、合理的な理由がある場合には、市町村が別に定める方法により、対象農用地及び認定農用地の面積を把握することができる。
- 4 土地改良事業を施行中の地域における対象農用地及び認定農用地の面積は、一時利用地が指定される以前にあっては、従前の土地の面積とし、一時利用地が指定された以後にあっては、当該一時利用地の指定面積とする。

19道協議会第12号
平成19年4月16日

北海道農地・水・環境保全向上対策協議会
会員 各位

北海道農地・水・環境保全向上対策協議会
会 長 眞 野 弘

農地・水・環境保全向上対策に係る対象農用地の面積の測定について（通知）

各位におかれましては、時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、このことについては、農地・水・環境保全向上対策実施要領（平成19年3月30日付け18農振第1778号生産局長、農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）第4の1（2）に定められているところですが、別記1の3の地域協議会が別に定める方法については、別添のとおりとしますのでお知らせします。

つきましては、適正な執行に努めてください。

北海道農地・水・環境保全向上活動支援協議会
事務局：水土里ネット北海道地域支援G（千葉・田村）
TEL(011)-221-2292 FAX(011)200-5352
E-mail : tamura-hiroyuki@htochiren.jp

北海道農地・水・環境保全向上対策に係る 対象農用地面積の測定について

実施要領第4の1(2)(別記1)3にある「地域協議会長が別に定める方法」を次のとおり定める。

<関係条項等>

○実施要領第4の1(2)別記1 抜粋

上記2により難しい場合であって、かつ、合理的な理由がある場合には、地域協議会長が別に定める方法により、対象農用地及び協定農用地の面積を把握することができるものとする。

実施要領(案)による面積の把握方法(実施要領第4の1(2)の優先順位)

1. 地籍図又は確定測量図
2. 2,500分の1程度以上の縮尺図面の図測面積
若しくは5,000分の1程度以上の縮尺図面の図測面積×0.95
3. 測量作業規程に準拠した現地実測

(農地・水・環境保全向上対策共同活動支援交付金に係るQ&A)

問I-5-19

Q 要領別記1の3に「2により難しい場合」とあるが、具体的にどのような場合か。

- 1 例えば、地域が本対策に取り組む意欲が高く、また、当該地域が本対策に取り組む必要性も高いものの、
 - ①地籍図等がない、又はあっても作成された時期が古く現状との差が大きく利用が困難、
 - ②1/2,500程度以上(又は1/5,000程度以上)の縮尺の図面がない、又は、あっても作成時期が古く現状との差が大きく利用が困難、
 - ③実測に当たり多額の必要及び長期間を要する

などが想定される。

記

1 基本的考え方

あくまでも要領で定められた順位で対象農用地面積の測定は行われることが基本である。

(1) 地籍図又は確定測量図による対象農用地面積の測定

(2) 2,500分の1程度以上の縮尺図面の図測面積若しくは5,000分の1程度以上の縮尺図面の図測面積×0.95

※ただし、(1)によりがたい理由(例：Q&A回答①)を文書で整理すること。

(3) 測量作業規程に準拠した現地実測

※ただし、(1)及び(2)によりがたい理由(例：Q&A回答①②)を文書で整理すること。

ここまで検討した上で、(1)から(3)の全てにより難しい場合であって、かつ、合理的な理由がある場合(例：Q&A回答①②③)に、次項の地域協議会が別に定める方法を適用することが出来る。

2 地域協議会が別に定める方法について

上記1の(1)から(3)によりがたい場合にあっては、農家基本台帳等の各種台帳(以下「台帳」という。)を利用し、対象農用地面積を把握することができる。その場合、把握精度を確保するため、次の方法で実測し、照合しなければならない。

(1) 農用地面積で整理された台帳を使用する場合

①使用する台帳からランダムに一定数の筆を抽出し、実測する。

抽出率は地勢別(傾斜や区画の形状などの区別が大きく異なるタイプ別)に各々1割程度とする。

②抽出した筆に対し農林水産省農村振興局測量作業規程(以下、作業規程という。)に準拠した現地測量を実施する。

③測量結果が台帳面積と同等と認められる場合は台帳面積を使用する。

許容誤差は±5%未満とする。

④実測結果が±5%以上異なる場合は、台帳面積と実測面積の比率を加重平均により算出し、台帳面積に乗じて得られた値を対象農用地面積とする。

(2) 作付面積(水張り面積)で整理された台帳(土地改良区の賦課台帳等)を使用する場合

①農用地の形態を筆毎に分類する。

(例：田差が50cm。農用地の周辺に畦畔と用水路がある。etc)

②分類した筆からランダムに一定数の筆を抽出し、実測する。

抽出率は形態別に各々1割程度とする。

③抽出した筆の作付面積と付帯施設面積(畦畔+法面)を作業規程に準拠し、各々現地測量により算出する。

④作付面積の測量結果が台帳面積と同等と認められる場合は、台帳面積に付帯施設面積を加えて農用地面積とする。

許容誤差は±5%未満とする。

⑤付帯施設面積は、測量した作付面積と付帯施設面積の比率(以下「附帯面積比率」という。)を分類別に加重平均し、分類別に集計した台帳面積に乗じて得られた値とする。

⑥台帳の面積と③の面積が±5%以上異なる場合は、(1)の④に準拠し面積を算出し、この面積に付帯施設面積を加え対象農用地面積とする。この場合、付帯施設面積は、(1)の④に準拠し算出した面積に附帯面積比率を乗じて算出するものとする。

3 地域協議会が別に定める方法を適用する場合の留意事項について

- (1) (台帳面積+付帯施設面積) \geq 農振農用地青地面積とならないよう留意すること。
- (2) 台帳面積、現地測量面積は㎡単位で少数点以下第一位を切り捨てすること。台帳面積と現地測量面積の比率は%単位で小数点以下第二位を切り捨てし第一位止めとすること。
- (3) 付帯施設は、農振農用地(青地地域)内の畦畔、法面とする。耕地防風林(2~3列程度)、附帯明渠(耕地内)について、畦畔や法面の一部と解されるものは、これを含めるものとする。

4 その他

- (1) 上記2を適用後、より精度の高い方法で農用地面積を把握することが可能となった場合は、必要に応じて採択変更承認申請を行うものとする。
- (2) 実施要領や地域協議会が定めた方法以外は、対象農用地面積の測定方法として認められないため、その他の方法を検討する場合は、一定程度の精度が確保できる根拠を整理した上で、事前に適用の可否を本協議会に確認しなければならない。